

10・6集会に参加してください 東京の「日の丸・君が代」裁判の 勝利のために大同団結を！

- 日時 10月6日(土)
12時30分開場 13時開会
- 場所 星陵会館(日比谷高校同窓会館)
地下鉄永田町・赤坂見附下車
地下鉄: 永田町駅(6番出口3分)・赤坂見附駅(7分)
国会議事堂前駅(5番出口5分)
- 一周年記念講演 大内裕和さん(松山大学教員)
- 報告 東京の「日の丸・君が代」裁判
各原告団・弁護団

<主催団体>

- ・「日の丸君が代」強制反対 予防訴訟をすすめる会
- ・「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会
- ・「日の丸・君が代」不当解雇撤回を求める被解雇者の会
- ・「日の丸・君が代」強制反対・嘱託員不採用撤回を求める会
- ・東京・教育の自由裁判をすすめる会
- ・「君が代」不当処分撤回を求める会(東京教組内)
- ・「日の丸・君が代」強制反対!不当処分撤回をめざす3人の先生を支える会(都教組八王子支部内)
- ・東京都障害児学校教職員組合
- ・東京都障害児学校労働組合
- ・アイム'89・東京教育労働者組合
- ・都高教有志被処分者連絡会
- ・「良心・表現の自由を!」声をあげる市民の会
- ・根津・河原井さんの解雇を許さない会
- ・府中「君が代」処分を考える会

「
9・
21
難
波
判
決
」
1
周
年

<連絡先> 090(5327)8318 近藤 / 090(7015)3344 永井

生かそう難波判決

撤回させよう10・23通達

昨年9月21日、東京地裁で歴史的な判決がありました。

予防訴訟の東京地裁・民事36部で、難波裁判長は東京都教育委員会が発出した「10・23」通達を違憲・違法と判示しました。都教委による「日の丸・君が代」の強制は、憲法19条の「思想・良心の自由」を侵害すると断じました。そして、「10・23通達」にもとづくいかなる処分もしてはならないとも断じました。

この難波判決を実効あるものにしていくために、私たちは「日の丸・君が代」の強制と処分を許さず闘っていかねばならないと思います。難波判決を手に、違憲・違法な「10・23通達」を撤回させるように都教委に迫っていかねばなりません。

「9・21判決」から約1カ年が経過した今日、難波判決の意義を改めて確認し、「日の丸・君が代」に反対する闘いの武器にして、都教委と校長の職務命令及び処分とねばり強く闘い、全国に「日の丸・君が代」の闘いを広げていくことが大切です。

「日の丸・君が代」強制・処分と闘い
すべての裁判の大同団結をすすめ
連帯して訴訟に勝利しよう！

2003年に都教委は「10・23通達」を出し、「日の丸・君が代」を強制し、処分を強行しました。それから4年が経過します。しかし、「君が代」不起立、ピアノ伴奏拒否は今日まで継続して闘われ、「10・23通達」とそれも基づく職務命令によって処分された教職員は総数で387名にもなります。また、都教委を相手取って訴訟に参加している者は約800名にもなります。

いまこそ、立場や組合の違いを超えて、大同団結して裁判闘争をすすめ勝利し、都教委にこの教育破壊にうち勝っていきましょう。

<10・6集会に賛同して下さい>

●10・6集会に賛同します。(賛同金 個人一口 500円 団体一口 1000円)

●名前 TEL FAX

●〒 住所

●eメール ●賛同名の公表 可 or 不可 (どちらかに○を)

●賛同金 () 口 () 円を支払います。

●郵便振り込み番号 00190-2-668820

<加入者名> 「日の丸・君が代」強制反対裁判をすすめる会

振り込みの際には、「10・6集会」と書いてください。

<住所> 新宿区三栄町6小椋ビル4F 予防訴訟をすすめる会気付「10・6集会」